

いじめ防止対策基本方針

令和7年4月

シンガポール日本人学校中学部

シンガポール日本人学校中学部いじめ防止対策基本方針

令和7年4月

子供は、日本の未来にとってかけがえのない存在であり、その一人一人の心と体は大切にされなければなりません。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子供もいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得るものです。このようないじめを防止し、次代を担う子供が健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校をはじめ保護者、地域社会全体が取り組むべき重要な課題です。

そこで、本校では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、子供一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう学校の実現のため、いじめの防止基本方針を明らかにし、いじめの防止のために全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、いじめ防止に取り組んでいきます。

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- (1) 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として取り組みます。
 - ①日常的にいじめの問題について触れ、生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てます。
 - ②生徒会を中心に生徒が主体的にいじめについて考え、取り組む機会を大切にし、支援をしていきます。
- (2) いじめについて家庭での話し合いや、教職員、生徒、保護者がいじめについて共通認識をもてるよう努めていきます。
 - ①いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多いため、生徒からのいじめのサインを大人が見逃さないようにします。
 - ②いじめ問題に対し、学校、家庭、関係諸機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校をつくります。
- (3) いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化していきます。
 - ①いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応が取れるよう、日頃から生徒指導部や教育相談部と連携し、校内の体制を整備していきます。
 - ②いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭で情報を共有し、いじめられている生徒を絶対的に守り通すとともに、いじめている生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を進めていきます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条

- (1) 具体的ないじめの様態とは、以下のようなものがあります。
 - ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ②仲間はずれ、集団により無視される
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ⑤金品をたかられる
 - ⑥持ち物や金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ⑦嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- (2) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行います。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行います。
- (3) けんかのように見える場合であっても、該当生徒の力関係を考慮し、判断をして対応し、その後の経過についても観察をしていきます。
- (4) いじめられている生徒の中には、自分が被害者であるという自覚がない場合があるので、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、速やかにいじめとして対応していきます。
- (5) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、生命、身体等に重大な被害が生じるような事案と判断をした場合は、教育的配慮や被害者の意向を配慮した上で、警察や諸機関と連携して対応していきます。

3 いじめの防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを進めていきます。

- (1) いじめの問題について、学校生活の中で日常的に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していきます。

- (2) 道徳教育や人権教育の充実、部活動や学校行事を通して、また、読書活動や体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てていきます。
- (3) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていきます。
- (4) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を増やし、自己有用感が高められるよう努めていきます。

4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生することが多く、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

- (1) 年間5回のいじめ調査(5・7・9・11・1月)や面談、教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくるようしていきます。
- (2) 教育相談(5月・10月・実態に合わせ)、三者面談(7月、12月)の機会を有効に活用し、日頃から生徒の様子や行動に気を配り、また、保護者との連携を密にし、いじめの早期発見に努めます。
- (3) ささいなことでも気になることについては、家庭と連携して生徒を見守っていきます。
- (4) 学校だよりや来校された方々、その他関係諸機関との連携を図り、いろいろな会議・打合せの機会を通していじめについての学校の考えを示し、積極的に情報の共有ができるようにしていきます。
- (5) パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、保護者にも理解と協力を求めます。また、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴みます。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「校内いじめ対策委員会」で協議・判断し、組織的に対応します。その際、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導していきます。また、必要と判断をした場合は、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携し、対応に当たります。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせます。
また、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行います。
- ②「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ③いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を第一に確保します。
- ④発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織で対応をしていきます。
- ⑤学校は、被害・加害生徒の保護者に連絡をし、事実の報告と今後について話し合いをもちます。
- ⑥指導が困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがある際は、ためらうことなく、関係諸機関と連携して対処します。

(2) いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ①いじめられた生徒から、速やかに事実関係の聴取を行います。迅速に保護者に事実関係を伝えます。
- ②状況に応じて、継続して見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ③いじめられた生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくります。
- ④状況に応じて、いじめた生徒を別室で指導、対応をします。
- ⑤必要に応じて、いじめられた生徒の心のケアのため、養護教諭、スクールカウンセラー等の協力を得て進めていきます。
- ⑥解決したと思われる場合でも、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行っていきます。

(3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ①いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行います。いじめが確認された場合、複数の教職員、また、必要に応じて心理や福祉の専門家など外部の協力を得て、組織的に対応し、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置を講じます。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めます。
- ③いじめた生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導をしていきます。
- ④いじめた生徒が抱える問題や、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮します。
- ⑤いじめの状況に応じて、特別な指導計画による指導をします。また、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をしていきます。

- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。
 - ②誰かに知らせる勇気をもつよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。
 - ③全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていきます。
- (5) ネット上のいじめへの対応
- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置（本人に指導）を講じます。
 - ②必要に応じて、警察と連携して対応をします。
 - ③パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくい
ため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、保護者への啓発を進めてい
きます。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、運営理事会や保護者に必要な情報を適切に提供していきます。

- (1) 重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような状況に至った場合とします。
- ①生徒が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた場合
- (2) 重大事態が発生した場合、学校は次のようにします。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、慎重に事実確認を行い、「重大事態が発生」したものとして調査、対応に当たります。
- (3) 重大事態の調査において、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では困難であり、十分な結果を得られないと判断する場合は、第三者機関に調査を依頼します。
- (4) 学校は重大事態が発生した場合、調査組織を設置し、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施します。

- ①組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保します。
- ②いじめ行為の事実関係について、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを明確にします。
- ③いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせます。
- ④いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。
- ⑤いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、調査を行います。
- (5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供します。
情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して行います。
- (6) 学校は調査結果を、学校運営理事会及び文部科学省に「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告をします。

7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ①校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立します。
- ②「校内いじめ対策委員会」の構成員については、各学級、生徒指導部会等を中心に、必要に応じて、学校運営理事、事務局長、PTA 役員、スクールカウンセラー等を含むものとします。
- ③日々のいじめ問題には、生徒指導部会や教育相談部会等に対応し、重大事案の調査や生徒のケアが必要な際に、スクールカウンセラーを活用するなど、臨機応変に対応できる委員会にします。
- ④ささいな兆候、現象を見落とさず、すべて「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応していきます。
- ⑤いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとります。
- ⑥学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、学校評価等を通して保護者の意見も参考にします。

(2) 校内研修の充実

- ①各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題(SNS 等)に関する校内研修を行い、加害者を生まない指導に努めます。

(3) 校務の効率化

①教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を進めていきます。

(4) 学校評価と教員評価

①学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

②教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価し、課題を明確にして次年度へつなげていきます。

(5) 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について保護者の理解を得ることで、家庭に対していじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、保護者会、学校だよりなどを通じて家庭との連携協力を図ります。

II 関係機関との連携

(1) 学校は、必要に応じて諸機関との連携を図ります。

(2) 保護者会、三者面談、アンケート調査以外においても、生徒のささいな変化を見逃さず、日常的に声かけを行い、保護者と密に連携を取っていじめの未然防止に取り組んでいきます。

III いじめ防止年間計画

「令和7年度生徒指導年間指導計画」参照



文部科学省

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

背景	・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成 ・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。 ⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。		
	○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】 ・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載	○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】 ・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記	○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】 ・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載
	○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】 ・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信任が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載	○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】 ・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載	○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】 ・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載 ・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

- （その他）
- ・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
 - ・重大事態対応におけるチェックリストを作成
 - ・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の改訂と併せてガイドラインに盛り込む。